

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史
(コード：4755 東証第一部)
本開示文書についての問合せ先
役 職 代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者
氏 名 山 田 善 久
電 話 03-6387-1111

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 27 年 6 月 4 日開催の取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に付与した新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 12,450,800 株

<ご参考>

1. 募集による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 99,606,500 株

①国内一般募集における国内引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式

34,862,200 株

②海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式

52,293,500 株

③海外募集における海外引受会社に付与した新たに追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式

12,450,800 株

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 1,330,055,400 株 (平成 27 年 3 月 31 日現在) (注)

(2) 公募増資による増加株式数 99,606,500 株

(3) 公募増資後の発行済株式総数 1,429,661,900 株

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は平成 27 年 3 月 31 日現在の数字を記載しています。

ご注意：本開示文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。本開示文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、本開示文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集の手取概算額合計 180,757,106,980 円について、80,000 百万円を平成 27 年 7 月末までに償還期限を迎えるコマーシャル・ペーパーの償還資金に、49,500 百万円を平成 27 年 7 月末までに銀行とのコミットメントライン契約に係る借入金の返済資金に、23,245 百万円を平成 28 年 9 月末までに返済期限を迎える銀行からの借入金の返済資金に、残額を平成 28 年 12 月末までに当社の設備投資資金に充当する予定です。

ただし、当社の設備投資金額の減少により残額が生じた場合は、平成 29 年 6 月末までに返済期限を迎える上記以外の銀行からの借入金の返済資金及び当社無担保社債の償還資金に充当する予定です。

なお、今回の調達資金を充当する設備投資計画の内容につきましては、平成 27 年 6 月 4 日付「新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：本開示文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。本開示文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、本開示文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。